

稀代の悪法 障害者自立支援法

西田 かずこ

06年4月、全国の障害者や家族の反対を押し切って、与党は稀代の悪法、障害者自立支援法を施行させた。

私の息子は、重度の障害で現在施設に入所している。先日、2カ月分の利用請求書がきて、腰を抜かささんばかりに驚いた。2カ月で17万2536円、1カ月約8万6500円にもなっていた。その内訳は、施設利用者負担額2万7683円、光熱水費1万4224円、食費が4万4640円（1日1440円）である。その他に、医療費、被服費、雑費、おやつ代、外出費用などがかかる。これでは、年間百数十万もかかってしまう。我が家のような収入の少ない世帯は大打撃である。

措置で少年施設にいたときは、親の年収によって、何ランクにも分類され、無理のない利用料が設定されていた。大幅に負担が増えるといわれ、昨年から何度も行政に足を運び不安を訴えた。「軽減措置がありますから」と言われたので、我が家のような低所得層はそれなりの負担ですむのだろうと思っていた。ところが、軽減措置があるのは、上限3万7200

円の利用者負担額だけで、高熱水費や食費は年収2000万円の世帯も、251万円の世帯も等しく実費がとられるのである。実費が減額されるのは、単身150万、2人世帯200万、3人世帯に250万以下の世帯に限られる。これでは、収入の低い世帯はやっていけない。中間層でもきついでろう。高額な利用料が払えず全国で退所者が続出しているのもなすける。そうになると、親は仕事をやめて介護に専念し、経済的にもゆき詰まり、体をこわして親子共倒れになる悲劇が待っている。

さらに追い打ちをかけるように今まで無料だった医療費までも原則1割負担をとられることになった。こういう子たちはえてしてさまざまな疾患を抱えており、医療機関を受診するケースが健常者より格段に多い。負担なしは、生活保護世帯のみとなった。今まで身体障害者に無料で支給されていた義肢、装具、車いす等の補装具費についても負担がかかる。

これでは、金持ちの障害者しかまともに生きていけない。障害者や家族には人間らしい生活も望めない。貧乏人の障害

者には死ぬというのか。少年施設に入所している障害児の母親は「秋からスクールバスも打ち切られることになった。可哀そうだが高校を中退させなければならぬ」と嘆いていた。介助がなければ、学校に通えない子たちである。人を頼んで通わずには莫大な費用がかかる。

障害者自立支援法は「障害者が地域で安心して暮らせる社会をめざす」とうたっている。これだけ苦しめ、生活権や教育の機会すら奪って、何が「安心して暮らせる社会をめざす」か。まさに稀代の悪法だ。

（にしだ・かずこ 本会会員）

